

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任に係る確約書

年 月 日

（宛先）府中町長

（届出者） 所在地

事業者名称

代表者職氏名

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任取扱事業者（以下「登録事業者」という。）として登録を受けるに当たり、次の事項を遵守することを確約します。

（基本的事項）

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令及び府中町介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任実施要綱（以下「実施要綱」という。）を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う居宅要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、府中町、府中町地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 登録事業者の名称、所在地等について、府中町が居宅要介護被保険者等に対し情報提供を行うことに同意すること。

（受給資格の確認）

- 5 住宅改修を行うに当たっては、理由書を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携し、居宅要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、住所、要介護認定等の有無及び有効期間、給付制限等の有無、負担割合等を確認し、府中町介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任が可能であるかどうか確認すること。また、当該居宅要介護被保険者等の過去の住宅改修の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、居宅要介護被保険者等から予め了解を得ること。

（事前確認）

- 6 住宅改修の着工前に、あらかじめ「住宅改修が必要な理由書」作成のために介護支援専門員等と必ず打ち合わせを行うこと。

（見積書等の発行）

- 7 住宅改修に係る見積書及び図面等の必要書類については、事前に居宅要介護被保険者等に改修内容及び改修費用について同意を得た上で、「介護保険住宅改修費支給の手引き」に従い作成すること。また、見積書は、住宅改修の対象となる費用が分かるよう作成すること。
- 8 当該住宅改修に関する見積書の記載内容及び工事内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容について、理由書を作成する介護支援専門員等に連絡すること。また、介護支援専門員等と連携し、改めて府中町に対して変更申請書類、変更後の見積書及び図面書類の提出を行うこと。

(住宅改修の施工等)

9 住宅改修の施工については、工事着工許可の連絡を受けた上で、施工前に居宅要介護被保険者等に対し十分に説明を行い実施すること。

(自己負担額の受領)

10 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額を減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また自己負担額の支払いを受けたときは、居宅要介護被保険者等に対し自己負担額分であることを明記した領収書を発行すること。

11 受領委任を利用するに当たって、当該利用に係る費用を居宅要介護被保険者等から徴収しないこと。

(調査等)

12 府中町が登録事業者に対し必要と認める調査、報告、帳簿及び書類の提出若しくは提示又は警告に応じること。

13 関係法令、実施要綱、この確約書の遵守事項等に違反し、その是正等について府中町から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情対応等)

14 居宅要介護被保険者等からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、当該居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応すること。

(賠償責任)

15 住宅改修の施工に当たり、登録事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において損害を賠償すること。

(秘密保持)

16 業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持すること。また、登録事業者の職員及び職員であった者についても、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を保持させること。

(その他)

17 登録を行っていた事業を廃止・休止し又は再開するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開届出書により府中町長に届け出ること。

18 住宅改修費用は、適正な市場価格とすること。